

新潟市

南区農業委員会

だより

第39号

令和2年10月1日発行

〒950-1292 新潟市南区白根1235番地 TEL (025) 372-6785・372-6791
FAX (025) 373-2285
<http://www.city.niigata.lg.jp/>(新潟市)

主な内容 P 2 利用権設定のご案内
P 3 農地転用
P 4 農業新聞

農業者年金で生涯所得の 確保を!!

年金は、家族おひとりおひとりについて準備することが大切です。
経営者だけではなく、ご家族みなさんでの加入をおすすめします。
人生100年時代、手厚い備えで将来の安心を。農業者年金は農業者のための年金制度です。

6つのメリット

- ・農業者は広く加入可能。
- ・終身年金なので、老後をがっちりサポート。
- ・掛け金は、全額社会保険料控除なので大きな節税効果あり。
- ・保険料は自分で選べて、いつでも見直しOK。
- ・条件を満たせば、月額最大1万円の国庫補助あり。
- ・積み立てた保険料とその運用益で受け取る額が決まる、確定拠出型の年金。



若い時期から農業の担い手として長く頑張る皆さんを応援するため、60歳までに保険料を支払う期間が20年以上見込まれる方には、国から補助を受けられます！
途中でやめても年金は受け取れます！
万が一80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金が遺族へ支給されます。



利用権の更新手続きをお忘れなく！

農業経営基盤強化促進法による利用権設定をされた農地のうち、令和3年3月末で契約が終了する皆さん（出し手・受け手の両者）に、更新のご案内をお送りしています。

この法律により結ばれた賃貸借権は契約期間が過ぎると権利が消滅します。引き続き貸し借りする場合は、更新の手続きをお忘れなく行ってください。

手続きの際には貸し手と借り手、両者の認めが必要になります。また、窓口で利用権の契約書作成の際には、お互いに距離をとってお待ちください。

お手続きは、できるだけ**令和3年1月25日(金)**までにお願います。

月	申出契約締切日	定例総会日	公告日
10月	10月23日(金)	11月30日(月)	12月14日(月)
11月	11月25日(水)	12月25日(金)	1月14日(木)
12月	12月25日(金)	1月29日(金)	2月15日(月)
1月	1月25日(月)	2月26日(金)	3月12日(金)

～ 地域の農業に関わるみなさまへ ～

地域の“これからの農業のこと”を一緒に考えてみませんか？

最近、「人・農地プランの実質化」って聞くけど、それってどういうこと？



5～10年後に、誰が、どの場所を、どれぐらいの規模で耕作するのか、
「地域のこれからの農業を見える化」することを言います。

地域で話し合いたい、耕作状況を地図で確認したい、そんなときにはお気軽にお問い合わせください。

○ 「地域のこれからの農業を見える化」していると支援が厚く！

離農する場合などに、個々に支援のあった「経営転換協力金」については、令和4・5年度分は地域への支援である「地域集積協力金」と一体で取り組む場合にのみ対象になることとされ、また、令和5年度をもって廃止が予定されています。

その他の地域への支援、地域の担い手に対する支援についても、令和3年4月からは「地域のこれからの農業を見える化」していることが要件になることとされています。

○ 農地の貸し借りは「農地中間管理機構」を活用！

各種支援措置を受ける際に、農地中間管理機構を活用した農地の貸し借りを求められることが多くなっています。支援措置の活用を含め、農地中間管理機構を活用したい場合には南区農業振興公社にご相談ください。

お問い合わせ先

南区産業振興課(372-6541)、南区農業振興公社(372-5024)、南区農業委員会事務局(372-6785)

または、お近くの農地利用最適化推進委員、農業委員にご相談ください。

河川占用地や占有者に変更があったら、届け出をお願いいたします。

農業委員会が発行する農地台帳には、所有している農地とともに河川の占用地の面積も掲載されています。近年、河川占用地の廃止や占有者の名義変更、公共工事などによる占用地の解除で、占用地の面積が変わる事例が増えています。

農業委員会は農地法の下、「農地に関する情報を記録した農地台帳」を作成し、常に正確な記録を確保するよう努めております。

河川の占用地に変更が生じた場合は、農業委員会へご連絡いただけますようお願いいたします。

農地転用に許可がいること、ご存じですか？

自分の農地に、

家を建てたい！農地を資材置き場にしたい！！

⇒ **転用許可** を！！

※（農地を農地以外にする場合）

許可を受けずに転用すると、**懲役や罰金** が科せられる可能性があります。

償却資産の申告をお忘れなく

農業用の資産は償却資産申告が必要です。

固定資産税は、土地・家屋のほか事業で使用している資産も対象です。農業用の資産の所有者は、その資産が所在する市町村長へ申告する義務があります。（地方税法第383条）



◎問い合わせ・申告先

新潟市 資産税課 償却資産係

電話 025-226-2277（直通）

農地法関係の申請・届出締切日

月	申請締切日	届出締切日	月	申請締切日	届出締切日
10月	12日(月)	5日(月)	11月	10日(火)	5日(木)
		13日(火)			13日(金)
		21日(水)			21日(火)
12月	7日(月)	4日(金)	1月	8日(金)	6日(水)
		14日(月)			15日(金)
		22日(火)			25日(月)

農業新聞を 購読しませんか？

農業新聞は農業者の視点に立ってお伝えする新聞です。

全国47都道府県にある支局から、県版・地方版を充実させて身近な情報をお届けします。

農家の経営継承、農地の法律や制度改正の情報をリアルタイムでお伝えします。

令和2年4月、紙面をオールカラー化して、より「見やすく」「分かりやすく」生まれ変わりました。



**どこでも読める
電子版も配信中!!**

毎週金曜日、
午前9時に配信!

お手持ちのスマートフォン、タブレット、パソコンで全国農業新聞の紙面をそのままご覧いただけます。

- ☆毎週金曜日発行（月4回）
 - ☆月額700円 ☆年額8,400円（税込）
 - ☆3ヶ月間の試読（無料）もできます。
- ◎購読のお申し込みは 農業委員・農地利用最適化推進委員、または南区農業委員会事務局へご連絡ください。
事務局：025-372-6785

